官告号外

官告事項

指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく細目に関する公示

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第77号）第３条第２項の規定に基づき、平成26年５月１日に施行される事業の区分「抵抗体温計（抵抗体温計を製造する事業）」についての細目を制定したので公示する。

なお、平成７年２月10日に制定した事業の区分「抵抗体温計（抵抗体温計を製造する事業）」についての細目を平成26年４月30日限り廃止するので公示する。

平成 26 年５月１日

経済産業大臣　茂木　敏充

備考　内容は、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第77号）第３条第２項の規定に基づき、平成26年11月１日に施行される事業の区分「小型車載燃料油メーター（小型車載燃料油メーターを製造する事業）」についての細目を制定したので公示する。

なお、平成９年４月21日に制定した事業の区分「小型車載燃料油メーター（小型車載燃料油メーターを製造する事業）」についての細目を平成26年10月31日限り廃止するので公示する。

平成 26 年５月１日

経済産業大臣　茂木　敏充

備考　内容は、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第77号）第３条第２項の規定に基づき、平成26年11月１日に施行される事業の区分「大型車載燃料油メーター（大型車載燃料油メーターを製造する事業）」についての細目を制定したので公示する。

なお、平成９年４月21日に制定した事業の区分「大型車載燃料油メーター（大型車載燃料油メーターを製造する事業）」についての細目を平成26年10月31日限り廃止するので公示する。

平成 26 年５月１日

経済産業大臣　茂木　敏充

備考　内容は、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第77号）第３条第２項の規定に基づき、平成26年11月１日に施行される事業の区分「微流量燃料油メーター（微流量燃料油メーターを製造する事業）」についての細目を制定したので公示する。

なお、平成９年４月21日に制定した事業の区分「微流量燃料油メーター（微流量燃料油メーターを製造する事業）」についての細目を平成26年10月31日限り廃止するので公示する。

平成 26 年５月１日

経済産業大臣　茂木　敏充

備考　内容は、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第77号）第３条第２項の規定に基づき、平成26年11月１日に施行される事業の区分「定置燃料油メーター等（燃料油メーターを製造する事業のうち自動車等給油メーター、小型車載燃料油メーター、大型車載燃料油メーター及び微流量燃料油メーター以外のものを製造する事業）」についての細目を制定したので公示する。

なお、平成９年４月21日に制定した事業の区分「定置燃料油メーター等（燃料油メーターを製造する事業のうち自動車等給油メーター、小型車載燃料油メーター、大型車載燃料油メーター及び微流量燃料油メーター以外のものを製造する事業）」についての細目を平成26年10月31日限り廃止するので公示する。

平成 26 年５月１日

経済産業大臣　茂木　敏充

備考　内容は、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第77号）第３条第２項の規定に基づき、平成26年11月１日に施行される事業の区分「液化石油ガスメーター（液化石油ガスメーターを製造する事業）」についての細目を制定したので公示する。

なお、平成８年４月１日に制定した事業の区分「液化石油ガスメーター（液化石油ガスメーターを製造する事業）」についての細目を平成26年10月31日限り廃止するので公示する。

平成 26 年５月１日

経済産業大臣　茂木　敏充

備考　内容は、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。

公　告

諸事項

工場財団

茨城県潮来市辻185番地１**株式会社水郷潮来ソーラー**の茨城県潮来市前川字前川1298番１株式会社水郷潮来ソーラー工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 26 年５月１日

水戸地方法務局鹿嶋支局

熊本県葦北郡芦北町大字女島770番地14**ＳＧＥＴ芦北メガソーラー合同会社**の工場財団に熊本県葦北郡芦北町大字女島770番地15ＳＧＥＴ芦北メガソーラーの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 26 年５月１日

熊本地方法務局八代支局

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成26年４月10日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成 26 年５月１日　　財務大臣　麻生　太郎

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
紙巻たばこ	ラーク・スーパー・ライト100ボックス	ＦＳＫ　20本ハードパック	ポーランド	420円
紙巻たばこ	ラーク・スーパー・ライトＫＳボックス	ＦＫ　20本ハードパック	オランダ	420円
紙巻たばこ	ラーク・エクストラ・ライト100ボックス	ＦＳＫ　20本ハードパック	ポーランド	420円
紙巻たばこ	ラーク・エクストラ・ライトＫＳボックス	ＦＫ　20本ハードパック	オランダ	420円
紙巻たばこ	ラーク・ワン100ボックス	ＦＳＫ　20本ハードパック	スイス	420円
紙巻たばこ	ラーク・ワンＫＳボックス	ＦＫ　20本ハードパック	オランダ	420円